



# 法人こおりやま

2022. 11

第533号



題名/天空の旅(30号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

— 11月11日~17日は税を考える週間です —

## インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

**無料**

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

### 税務署ニュース

適格請求書発行事業者の皆様へ

令和5年度税制改正提言事項

やる気が出てくる職場を創ろう

### 税のミニ通信

相続登記申請の義務化と

登録免許税の免税措置

「富士二鷹」…どうして三は茄子なの?

トピックス

トピックス

## 目次

12	11	10	8	4	2
----	----	----	---	---	---

税務署ニュース

**重要** 適格請求書発行事業者の皆様へ

○ 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト



1

○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）  
（裏面も併せてご覧ください。）

○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
<b>公表事項の追加・変更手続</b> 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
<b>登録失効手続</b> 登録の取消しを求める場合 <sup>(※1)</sup> 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 <sup>(※1)</sup>	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 <sup>(※2)</sup> 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

**【ご注意ください】登録の取消しについて**

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



## 適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

### ○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

### ○ 税率について

標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）です。

軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）です。

### ○ 簡易課税制度について

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、納税地の所轄税務署長へ事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

### 免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を選択する場合の特例

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を登録を受けた日を含む課税期間の末日まで※に提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受けることができます。

※ 例：令和5年10月1日に登録を受ける個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

### さらに詳しくお知りになりたい方へ

#### ○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達、Q & A、オンライン説明会（全国どこからでも参加可能）、税務署等の説明会開催情報、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等も掲載しています。

#### ○ 制度についての一般的な質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

インボイス制度に関する一般的なご相談は「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

インボイス制度  
特設サイト



チャットボット  
はこちらから



法人会

令和5年度  
税制改正提言

# ポストコロナの経済再生と 財政健全化を目指し、 税制改革の実現を！

法人会は令和5年度税制改正に実現を求める提言をまとめ、今後政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。

従来より先進国の中では突出した財政赤字を抱えていたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、赤字国債発行による財政出動で、一段と財政赤字は膨らんでいます。

法人会は、ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税制改革を強く求めています。



【第38回全国大会 (10/13)】

紙幅の関係上、抜粋掲載します

## 1 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。

ナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にある時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。

我が国はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。

それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。

1. 財政健全化に向けて  
我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は「平時」に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。

未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。

本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。

このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、一般のコロナ禍により異常な規模で復活し

てしまったのである。財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB（基礎的財政収支）黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。

「これまでの財政健全化目標に取り込む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税制財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。

本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱した社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考

えられる。

すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえず、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となつている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。

社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点

化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあたった診療報酬では、期待された「本体」（医師の報酬等）引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げという従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医

を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。

都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分の問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。

欧米では何らかの規制を行つており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。

規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組み必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。



(前頁)

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。

キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞り問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛りの終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点か

ら注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と

地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。

こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であるが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。

「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。

国民の厳しいチェックが必要である。そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。

## II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。

その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。

ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対口経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済

安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないという企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。

そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1、600万円程度に引き上げる。

### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業

価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

### 3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。え、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは

小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。

これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。



経営教育コンサルタント 塩川 昭

# やる気が出てくる 職場を創ろう

私の知人に島田君という人物がいます。島田君は大学卒業後、社員数約800人の中堅どころの洋菓子の製造販売の会社に入社しました。

その会社は島田君が入社した年は、久々に大卒社員は島田君を含めて12名採用しました。

会社側も大きな期待をかけていたようで、入社後1年かけて導入研修の他、製造・流通・販売をそれぞれ一定期間経験させた後、ようやく正式配属するという、かなり金と時間がかかる教育を行いました。1年間の研修後、12名の

新入社員はそれぞれ各部署へ配属されていきました。

島田君が配属されたのは都内のデパートの中にある販売店でした。

いきなり店長という肩書きで着任したのですが、実際には何も分からず、サブの女性にいろいろ教えてもらいながら、とりあえず3ヶ月ほどで一通りのことは覚えていったそうです。

島田君は仕事を覚えるまでの間はそれこそ必死に頑張りましたが、一通りできるようになるとなんとなく物足りなくなりました。

人間関係は悪くなく、お客様との応対も苦痛という

わけではありませんでしたが、毎日毎日がただなんとなく過ぎていく、そんな思いが頭の中を支配するようになりました。

島田君は思い切って同期の友人に、「最近、辞めようかと思っている」と打ち明けました。

すると、その友人も「俺もそう思っていた」と言っ

たそうです。

かくして2人の再就職活動が始まり、転職先が決まったところで2人そろって退職を申し出ました。

この知らせを聞いた同期の10人もなんとなくソワソワし始め、ついに入社後3年を経ないうちに12人中10名が辞めてしまうという事態になってしまったのです。

## なぜやる気をなくしてしまうのか

意欲を持って仕事をしてきた人がやる気をなくしてしまう原因は、どういふところにあるのでしょうか。

前述の事例に登場した島田君の例で考えてみましょう。

①自分の将来の姿が見えず、不安である

島田君の場合、販売店の店長を任せられましたが、毎日の作業は倉庫から店頭へ品物を運ぶ、お客様が指定した商品を包装する、日報を記入する、といった単純なことでの繰り返しでした。

「このまま、ずっとこの仕事をやるのかなあ」と思ったら、だんだんやる気が

もちろん、これは若気の至りの錯覚に過ぎなかったのですが、実際問題として、入社後しばらく経過して一通り仕事が出来るようになった社員に一切重要な仕事をさせないとしたら、やる気をなくす大きな原因になることは確かでしょう。

④前向きな提案が受け入れられない  
人員が揃っていて、かつ暇な時に店頭に立っているだけで仕方がないと思いつつ、島田君は「デパートの外商社員に対して売込みを行ってはどうか」「大口の顧客に対して挨拶訪問を行ったらどうか」と上司に提案したのですが、上司からは「外商との折衝は俺の仕事だし、店頭以外での営業は当社にも専任社員がいる」との理由で却下されました。

②仕事の意義目的・奥の深さがわからない

販売の仕事は大変奥が深く、その気になってやれば、全情熱を懸けて悔いなき仕事のはずです。しかし島田君の場合、それを説いてくれる人がいませんでした。

だから「こんなのアルバイトでもできる仕事じゃないか」と錯覚してしまっただけです。

③能力に見合った仕事をさせてもらえない  
島田君は当時、「なんで毎日毎日単純作業ばかり」と思っていたそうです。

⑤目標が明確でない  
⑥頑張った度合いに応じての評価が明確でない  
販売という仕事であれば、



必ず売上目標があるはずで  
す。

島田君の会社でも数店舗  
を管轄する上司には目標が  
あったらしいのですが、店  
単位の目標は設定されてい  
ませんでした。

それでも島田君は前年の  
数字を目標にし、毎月対前  
年106%前後を達成して  
いたので、自分では頑張っ  
ているという自負がありま  
した（実際には前年の数字  
がかなり低かっただけなの  
ですが……）。

上司から「毎月数字を伸  
ばしているじゃないか。す  
ごいぞ」と一言ってもらえ  
れば少しはやる気も出たと  
思うのですが、実際にはな  
んのコメントもありません  
でした。

なお、島田君の会社は社

### 社員をやる気にさせる仕組みとは

#### ① 経営者の姿勢

組織が大きくなってきた  
ら、経営者のリーダーシッ  
プだけで引っ張っていくに  
は限界があります。しかし、  
制度ばかり充実させてかえ  
ってがんじがらめになり、

員が約800人という大き  
い部類に入る会社であり、  
ルールや会議の仕組み、福  
利厚生面もそこそこしっか  
りしていました。

しかし前述のような理由  
が重なり、不満が積もり積  
もって、ついに退職を決意  
してしまつたのです。

会社が小さい場合は、他  
にも、

⑦ 職場の規律が乱れている、  
⑧ 高い給料をもらっている  
人がそれに見合つた仕事を  
していない、

⑨ 経営者が会社を私物化し  
ている

等、アンフェアがまかり通  
ることに我慢できず、やる  
気をなくしてしまうことも  
多いものです。

上に立つ者は心すべきで  
しょう。

小さな会社の武器である「小  
回り」を効かせられなくな  
るのは、本末転倒です。

小さな会社の場合には、  
まず経営者の姿勢を正し、  
「あの社長（上司）のため  
なら頑張れる」という気に

させることが第一に必要な  
のです。

●「この会社をこうしたい」  
「君にはこういう仕事を  
やってもらいたい」とい  
う思いを、事あるごとに  
熱っぽく訴える。

●常に社員の幸福を第一に  
考える。

●常に経営に一生懸命であ  
る。

●会社は自分のものではな  
く、皆のものであり、全  
員が経営に参画している  
んだ、という気持をもつ。

経営者の姿勢としては、  
最低限これらが大切です。

#### ② 社員の評価

頑張つただけだけ評価され  
る、というのは社員の大き  
な励みになります。

公平な評価を行なうため  
にも次のような施策を取り  
入れたいものです。

●会社の目標、部門の目標、  
個人の目標を明らかにし、  
毎月、目標に対する達成  
度を社員にフィードバッ  
クする。

●人事考課の評価項目を明  
確にする。

●人事考課者の評価基準を  
明確にする。

●月に一度は職場会議ある

均一にするように、考課  
者訓練を行なう。

●人事考課の結果について  
は昇給時や賞与支給時に  
社員個人にも伝える。

●組織  
仕事の分担についての不  
満はこの会社にも存存し  
ます。

●それらの不満を少しでも  
除去するように、次のこと  
を行ないたいものです。

●普段から人員の多能化を  
はかり、仕事が忙しい時  
とヒマな時の応援ができ  
るようにする。

●管理者が一人で仕事を抱  
え込まず、部下に割り振  
り、能力に見合つた仕事  
をさせる。

●規律を示し、厳守させる  
（管理者が模範を示さね  
ばならないことは言うま  
でもない）。

●人の役に立ったり、自分  
も参画している、という気  
持ちになると、人は大いに  
力を発揮するものです。

●この点を利用しない手は  
ありません。

●月に一度は職場会議ある

●月に一度は職場会議ある

●月に一度は職場会議ある

いは全社員会議を実施し、  
社員から意見を求める。

●社員からの前向きな提案  
を受け入れる。  
受け入れられない時でも、  
その理由を示し、当の社  
員に納得してもらおう。

●会社の方針については朝  
礼やミーティングの場で  
逐一伝える。

●教育・訓練  
仕事の面白さ、奥の深さ  
というものは一生懸命やっ  
ているうちに自然にわかっ  
てくるものですが、誰も教  
えてくれないから、それが  
分からないうちに辞めてし  
まうという残念なケースも  
あります。

社員に対して教育の場を  
提供してあげることが経営  
者の大事な義務といえます。

●定期的に社内勉強会・  
研修会を実施する。

●同業種の優良企業に頼ん  
で見学させてもらう。

●社外のセミナーに派遣す  
る。

●上司と部下が定期的に面  
接し、個別指導を行なう。

●予め教育予算を確保して  
おく。

●予め教育予算を確保して  
おく。

●予め教育予算を確保して  
おく。

税のミニ通信

# 相続登記申請の義務化と登録免許税の免税措置 ～相続による土地の所有権の移転登記等に対する～

東北税理士会郡山支部/税理士 渡邊 信一

所有者不明土地(不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地及び所有者の所在が不明で連絡がつかない土地)等の発生予防と土地利活用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直され『民法の一部を改正する法律』(令和3年法律第24号)が、令和3年4月21日成立、4月28日公布された。この法律の不動産登記法の一部改正に於いて、相続登記の申請が義務化され令和6年4月1日より施行されます。

相続登記の義務化では、相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務づけられました。また、この新しい制度では、正当な理由がなく期限内での相続登記申請を怠った場合、料金の罰則適用対象となります。

相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置(租税特別措置法第84条の2の3)については、次の二点の登録免許税の免税措置は2025(令和7)年3月31日迄3年延長されました。

相続により個人Aより土地を取得した個人Bが所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、令和7年3月31日までに、その死亡した個人Bを名義人とするために受ける登記(未登記の1次相続)については、本則税率0.4%の登録免許税を課さないこととされています。また、個人Cの2次相続の土地所有権移転登記についてはこの免税措置の対象とはなりません(租税特別措置法第84条の2の3第1項)。

## 〈登記名義人〉

A祖父(死亡) … (土地) …

← 1次相続(未登記) →



Cが1次相続について相続登記を申請

【登録免許税を免税】(令和7年3月31日迄)

## 〈登記申請者〉

B父(死亡) … (土地) … C子

← 2次相続 →

【免税措置対象外】

個人が、令和7年3月31日迄に、土地の相続によるの移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権移転登記については、本則税率0.4%の登録免許税を課さないこととされています(租税特別措置法第84条の2の3第2項)。

ちなみに、『相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査～調査結果の概要(令和4年9月法務省民事局)』によると、「令和6年4月から、不動産を相続した場合には登記申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。」の問いに対し、相続登記の義務化を「全く知らない43.1%」「よく知らない23.3%」と答えた人は、約66%と記されています。

参照 法務省民事局ホームページ



## 一富士二鷹…どうして三は茄子なの？

フリーランスライター  
藤木 順平

初夢はいつ見るものなのか。正月の1日から2日にかけて見る夢が、正しい初夢なのだそう。大晦日の晩は、年神様を迎えるため、原則、寝てはいけないことになっている。元日は眠い目をしょぼつかせながら、おとそを飲み、お節料理を食べることになる。つらいな一、儀式は…。まあ、初夢は置いといて、年初めからなにも無理をすることはないですぞ！

「一富士二鷹三茄子」はよく知られた初夢の縁起物。これらは徳川家康が好んだものを並べたということだが、違う説もある。「日本三大仇討ち説」である。

いわく、「一番目の富士」とは、源頼朝が行った富士の巻狩り(1193年)の際の曾我兄弟による親の仇討

ち。「二番目の鷹」は、赤穂浪士の吉良邸討ち入り(1703年)。主君・浅野家の家紋が鷹の羽である。

そして、「三番目」は荒木又右衛門の伊賀上野での伊賀越の仇討ち(1634年)。どうしてこれが「茄子」だって？ ごもったもな疑問だ。

講談などでは「一に富士、二に鷹の羽のぶつ違い、三に名を成す伊賀の仇討ち」とくる。「名を成す」が「名を茄子」になる。どうだ、このこじつけ具合は？ 三大仇討ち説に日本史のロマンを感じる…ってか。



## 会員親睦ゴルフコンペ開催

10月6日、第11回 会員親睦ゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部で2年ぶりに開催し、25名が参加した。当日はあいにくの天候だったが、プレーを通じ会員相互の親睦、交流を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

優勝 = 岩谷実智雄 (榊江見基礎調査)  
準優勝 = 廣川 寛 (榊廣川鉄工所)  
第3位 = 内藤 耕力 (榊菊川屋)



## 青年部会 視察研修会

10月13日(休)、青年部会視察研修会を開催し、9名で一路茨城へ向け出発した。

まずは、矢祭町の株式会社押田製材所を見学。押田洋平社長に案内され工場内を見て回り製材工程を紹介いただいた。一本の丸太が角材や板材へと形を変え無駄なく使われ、出荷用に結束されるまでを見学した。また、実際に製材体験もさせていただき、貴重な体験となった。

続いて、竜神大吊橋へ移動。歩行者専用吊り橋では最大級のつり橋であり、地上100メートル、長さ375メートルを誇る。橋の途中にはのぞき穴があり、高所から湖をのぞきスリルを味わってきました。

昼食後は、松佐陶工房で笠間焼の手びねり体験。初めは賑やかに話しながら作製していたが、次第に真剣になり、試行錯誤しながらそれぞれ個性の光る一品を作り上げた。

最後に笠間稲荷神社を参拝し、それぞれの企業の繁栄を祈願し帰路へとついた。



押田製材所見学



竜神大吊橋



手びねりに奮闘する参加者

新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>





## 第38回 法人会全国大会「千葉大会」が幕張メッセで開催

10月13日(木)、第38回 法人会全国大会「千葉大会」が幕張メッセの幕張イベントホールに全国各地から約1,700名の会員が集い、開催された。当会から、赤塚英夫会長はじめ、3名が参加した。

大会第一部の記念講演ではキャスター・ジャーナリストの安藤優子氏が『女性がテレビで働くということ』と題し講演され、大会第二部の式典では、令和5年度 税制改正提言の報告、佐賀法人会青年部会による租税教育活動の報告、大会宣言の採択が行われた。 ※令和5年度税制提言内容は、4～7ページ上に記載。



大会式典



## 中小企業 DX推進セミナー

10月18日、G-word(グッドワード)代表の杉山貴思氏を招き、「中小企業DX推進 はじめの一步」を郡山法人会館で開催した。

そもそもDXとはなにかやDX化の基本型であるクラウドの理解を深めることから始まり、電子化・ペーパーレス化の具体例やDX成功事例を挙げ、導入した際のイメージを学んだ。また、働き方の一つとして進むテレワークの留意点やセキュリティ対策

のほか、インボイス制度と電子帳簿保存法、進むキャッシュレス化について、SNSツールや動画活用事例など解説し、短時間でとても内容の濃いセミナーであった。



DX推進セミナー



講師の杉山貴思氏

## 小学生の税に関する標語

## 小学生の税に関する絵はがきコンクール審査会 開催

法人会では、税についての広報及び、国の基本となる税に対する理解と関心を深めていただくため、小学生の税に関する標語及び絵はがきを募集している。

10月12日に標語の審査会(応募総数274点)、10月19日に絵はがき審査会(応募総数599点)を開催し、入賞作品各10点を選出した。



小学生の税に関する標語審査会



小学生の税に関する絵はがき審査会



法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/  
福島県郡山市中町1-22  
(郡山大同生命ビル4F)  
TEL 024-922-0860

**AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支店/  
福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F)  
TEL 024-933-6211